

令和4年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和4年9月30日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

岩佐委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

なし

榊教育長

報告事項はございませんが、1点、御説明申し上げます。

去る5月1日、公立中学校の教諭がSNSで知り合った18歳未満の女子高校生にわいせつ行為等を行ったとして、9月22日に県青少年健全育成条例違反の疑いで徳島地検に書類送検されるという事案が発生いたしました。

このようなことは教職員としてあってはならないもので、9月26日に緊急市町村教育委員会教育長会及び緊急県立学校長会を開催し、服務規律の確保について改めて周知徹底を図ったところでございます。

今後、県教育委員会といたしましては、事実確認の上、厳正に対処してまいります。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

岩佐委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

今、教育長からも御説明があったんですけども、昨今、本当に学校の先生方による性犯罪とかいじめとか、それからもろもろの不祥事が非常に頻発しているように思います。

いろんな原因はあるかと思うんですけども、コロナが3年目になって、そういったことも一つあると思いますが、ただそれにしましても非常に多いということで、徳島県が特別多いのかなと思ったりもするんですけども、全国と比べまして、人口比で徳島県はそれが多いのでしょうか。それとも同じぐらいでしょうか。もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

眞相教職員課長

大塚委員より不祥事の件数であるとか、全国との比較という御質問を頂きました。

本県の教育職員の不祥事の件数でございますが、全国と比較できるデータが文部科学省の人事行政調査となりまして、令和2年度集計結果が最新のものとなります。また、本県のように小さな県では教員数も少なく、少しの人数の変化で発生率が変わってくるため、令和2年度から過去5年間で平均した数値でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、不祥事の件数でございますが、平成28年度から令和2年度までの5年間で、本県は1年間で平均5.2件となります。処分を受けた人の教育職員に占める割合でございますが、過去5年の平均で全国が0.10パーセントに対しまして徳島県は0.12パーセントということで、全国とほぼ同じ数値になっている現状でございます。

大塚委員

今お聞きしたんですけれども、やはり徳島県が特別多いわけではなく、全国的な傾向もあるんじゃないかと思っております。恐らく職業別に分けましても、やはり教師の方がされると非常に目立つというか、いろいろ報道もされるから多く見えるような気がします。教師の場合、なぜそういうことが起こり得るのかということは、学校現場なんかでは特に十分に知る必要があると思うんです。私自身は医療の立場から考えますと、生活するに当たってストレスとか心的な圧迫とか、そういうもので起こることが多いんです。学校現場において先生方の日々の教師としての生活の活動状況の中で、ストレスなんかが非常にかかっているんじゃないかなと懸念するわけです。それに対しまして、例えば普通の会社の場合は、そこにいわゆる所属のドクターがおりまして、相談に乗ったりとかいろいろするんですけれども、学校現場における具体的な対策について、どういうふうに対応されているかお聞きしたいと思います。

大西福利厚生課長

ただいま大塚委員から、学校におけるストレス等に対する対策ということでございます。

ストレスから来るメンタル不調にならないように、いろいろ対応しているところでございます。児童生徒の健全な育成のためには教員が心身共に健康でその能力を十分発揮することが必要であると考えており、教員のメンタルヘルス対策を最重要課題と認識して、一次予防から三次予防までの3段階で体系的に取り組んでいるところでございます。

まず、予防的対策を目的としました一次予防では、新任教員や管理者向けといった職位に応じたメンタルヘルス研修、それから臨床心理士や保健師を講師として派遣するメンタルヘルス出前講座、また、自らのストレス状況について気付きを促すストレスチェック、さらには、今年度から公立学校共済組合の新規事業として、新規採用教員に対しまして公認心理士等が学校を訪問してカウンセリングを行う職場訪問カウンセリング事業を開始するなど、メンタル不調の未然防止に努めているところでございます。

さらに、早期発見、早期対応を目的としました二次予防としまして、例えば不眠とか疲労といった初期不調段階からの支援を行うため、精神科医とか臨床心理士等の13名の専門家によります教職員相談事業、それから保健師によります心身両面の健康づくりのための

健康相談等を実施しているところでございます。

一方、長期病休とか休職に至った教員に対しましては、職場復帰、再発防止を目的としました三次予防としまして、復帰前に一定期間試し出勤を行います職場復帰支援プログラムとか、復帰後に定期的に臨床心理士を派遣して相談、助言を行います職場復帰支援事業を実施することで、円滑な職場復帰を支援しているところでございます。このように、今後とも各職員に応じた重層的な啓発や各事業の効果的推進によって、教員の心の健康の保持増進を図っていきたいと考えているところでございます。

大塚委員

ストレスチェックについて聞きたいことがあるんですけども、会社の嘱託医というか、医師が相談を受けるという立場になった場合に、ストレスチェックの結果を結構見せていただけるんです。そのストレスチェックによって、かなり問題があるとか悪い状況の方については、私は直接その方とお話をしたりとかいろいろ対策をするんですけども、そういうことはされているんでしょうか。

大西福利厚生課長

ただいま大塚委員から、ストレスチェックのことについて御質問いただきました。

労働安全衛生法によりまして、常時50人以上の労働者を雇用する事業場におきましてはストレスチェックが義務付けられており、教育委員会におきましてもストレスチェックを実施しております。

この制度は、個人に対する心理的負担の検査のほか、高ストレス者への医師による面接指導とか集団分析などを行うことになっておりまして、教職員が自己の心理的負担に気付いて自ら対応するよう促すもので、先ほど申しましたメンタルヘルス対策の一次予防に位置付けているものでございます。

この中で、高ストレスと判定された者に関しましては、産業医によります面接指導の対象となりまして、面接指導を受けていただくような形になっております。

大塚委員

そういう体制はできているということだと思んですが、もう一つ、精神的ストレスが高じて教員としての仕事を辞められる、退職される方の県内での人数は把握できていますか。

真相教職員課長

精神疾患等で辞める教員の数でございますが、正確な数字がありませんので、精神疾患等で休まれる方が年間二十数名おりまして、その中には1名辞める人がいるときもあるという現状でございます。

大塚委員

学校現場がほかの職場と違うところは、子供さんとの関連において、最近、保護者からいろんなストレスを受けることが以前に比べて非常に多いと思うんですけども、ストレ

スがたまった状況で性犯罪とかそういうことが起こる可能性もありますので、引き続きいろんな制度も利用し、できるだけ改善していただくように要望しまして終わりたいと思います。

山田委員

まず一つ、その関係で、今年に入っても8月に引きずってといった事件がありました。今聞いたら、平成28年度から令和2年度まで平均して年5.2件と言われてはいますが、懲戒処分の状況及び懲戒処分以外の状況を報告いただけますか。

真相教職員課長

懲戒処分等と懲戒処分以外の状況ということでございます。

今手元に正確な資料がございませんが、本年度でありましたら懲戒処分が2件でございます。懲戒処分以外、いわゆる服務上の措置といわれる訓告等が本県で今2件という状況でございます。

山田委員

そうしたら、その2件の中身を報告できる範囲でお願いします。

真相教職員課長

山田委員より、この2件の懲戒処分と2件の服務上の措置の内容について御質問を頂いております。

2件の懲戒処分の状況でございますが、一つが生徒指導上の不適切な行為でございます。もう一つがいわゆる体罰でございます。1件が発生している状況でございます。服務上の措置については2件発生しております。そちらについては今データがないのでお答えできませんが、またはっきりしましたら申し上げます。

山田委員

今、報告がありました。ストレスの関係なんか大塚委員から提案があったんですけども、県教委としても度々、事件が起こったら対策を立ててということで繰り返しやっておるんですけども、現在の到達点、県教委として総合的にどういうふうな取組をして不祥事を根絶されようとしておるのか、県民の信頼を損ねるような事案は絶対に起こってはいけないと思うんですけども、県教委の取組について伺います。

真相教職員課長

今、山田委員より不祥事の根絶に向けた取組の御質問でございました。

一つは、先ほどのお話ではないですが、個々のストレスをためないような職場づくりが重要になっておりますので、垣根のない、また職員が相談できるような環境づくりを推進していきたいと考えております。

あと、やはり個人の意識が大事だと、コンプライアンス意識を高めていくことが不可欠であると私どもは考えておまして、機会がある度に自らの行動が公務への信用に大きな

影響を与えることを認識して行動するように、学校長を通じて指導を徹底したいということが2点目でございます。

それと、不祥事等を未然に防ぐためには、我々教育委員会が行っている学校訪問等を通じて個々の教員の悩みを聞き取り、さらには研修等でコンプライアンス意識を高めていく取組をしていきたいと考えております。

山田委員

今、報告があったんですけれども、その中で相談体制の問題が真相課長から出ました。相談体制の状況と、どういうふうな形でそれを充実させようとしているかという点について、実績も含めて分かる範囲でお答えください。

大西福利厚生課長

ただいま山田委員から、相談体制についての御質問でございます。

ストレス状況等についての相談体制としましては、精神科医とか臨床心理士等の13名の専門家によります教職員相談事業を行っております。それから保健師によります健康づくりのための健康相談を実施しておりまして、これを各職員に周知して、ストレスを感じる場合に相談していただくような体制をとっているところでございます。

（「数字は分らん」と言う者あり）

健康相談事業につきましては昨年度で言いますと延べ70件、それから保健師によります健康相談としましては昨年度延べ15件となっております。

山田委員

これからもこういうことは絶対起こってはならないんですけれども、今回のことも含めてしっかりと検証して行ってほしいと要望しておきます。

次に、地方創生臨時交付金の問題についても聞いていきたいと思っております。

9月20日に内閣府のほうから新型コロナ対策と物価高騰対策と合わせた全体で6,000億円の重点交付金が出されております。これについても集中的に議論したいんですけれども、その前に、この間、地方創生臨時交付金がたくさん出てきたわけですが、教育委員会としてその主な用途はどういうものであるのかということについて、まずお伺いします。

小原教育政策課長

ただいま山田委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況についての御質問を頂戴いたしたところでございます。

これまで令和2年、3年、4年と3年間にわたりまして、県単独分、補助裏分を合わせまして、令和2年度につきましては事業費ベースで5億2,766万円、令和3年度につきましては事業費ベースで3億1,956万4,000円、令和4年度につきましては現計予算ベースで繰越しも含めまして事業費ベースで約1億6,038万5,000円を確保しておるところでございます。

教育委員会におけます臨時交付金を活用した主な事業といたしましては、まず学校における感染対策ということで、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、ま

た感染症対策等の学校教育活動継続事業，特別支援学校のスクールバス感染対策事業や快適な学習環境の整備事業ということで，例えば学校の自動水栓やスポットクーラーの整備でありますとか，あとマスクや消毒液などのコロナの予防対策の資機材をそろえたところでございます。

また，これと併せてICTを活用した教育DXの推進ということで，遠隔での授業やテレワークによる校務事務などの実施に係るモデル校を指定しまして，実証事業としてEdTech（エドテック）を活用した学びの場構築実証事業を実施したところでございます。

そのほかにも，学校におけるモニタリング検査ということで，学校における戦略的モニタリング検査推進事業を実施したところでございます。

山田委員

主な使い道についてはそういうことだと思います。先ほど言った，9月20日時点での重点交付金の本県での限度額が37億円余りという状況になっておるんですけども，10月31日が計画締切りとなっていますので，教育委員会として現時点でどういうことを考えられているのかということについてお伺いします。

小原教育政策課長

今，山田委員から，電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の今後の用途についての教育委員会としての考えについて御質問を頂戴いたしたところでございます。

この重点交付金につきましては，9月20日に内閣府より全国の交付限度額が示されたところであり，山田委員お話しのように徳島県の限度額が約37億円となっておりますところでございますが，その具体的な活用につきましては，現在，教育委員会事務局内で詰めておるところでございます。今後，様々な必要性に応じまして，財政当局のほうへ要求を進めてまいりたいというところでございます。

山田委員

今回の重点交付金の中で，八つの推奨と言われていています。その中で教育委員会が絡む問題としては，光熱費や食料品などの物価高騰の影響も考えて，特に小中学校の学校給食費の支援などの生活者支援も入っていると思うんですけども，これはそういうこといいんですね。

小原教育政策課長

今，山田委員より今回の重点交付金のメニューについての御質問があったところですけども，推奨事業メニューとしては生活者支援ということで，エネルギー，食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援など，国のほうから全体で4項目示されているところがあります。それについては，委員お話しのとおりでございます。

山田委員

実は，小中学校の学校給食費は6月の委員会のときにも国の動向等を見て検討したい，

情報を注視したいという答弁がありました。国の方向は非常にはっきりしてきたわけで、例えば政令指定都市の青森市は、当面は臨交金を活用して無償化、そしてその次は一般財源でこれをするという自治体も生まれてきています。そういうことを含めて、文科省の学校給食費保護者負担軽減の全国調査が行われました。この状況について、まず御報告いただけますか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から、文部科学省の学校給食費の保護者負担軽減に向けた調査結果についての御質問がございました。

本年9月9日に、文部科学省が物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況調査の結果を発表しております。それによりますと、全国の1,793自治体のうち、国の臨時交付金を活用して給食費の負担軽減策を実施又は今後実施予定としている自治体は全体の83.2パーセントに当たる1,490自治体であるという結果が出ております。

山田委員

国が全国調査をした結果、83パーセント以上の自治体が臨交金を活用して学校給食費保護者負担軽減について取り組む、また取り組む予定という状況であると、非常に重要な調査だと思います。

それで、6月のときにも本県の状況を聞いたわけですがけれども、全国で8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担の軽減に取り組んでいるという状況の中で、徳島ではその取組がどういう状況になっているのかという点について、お伺いします。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から、臨時交付金を活用した給食費の保護者負担軽減について、本県の状況を御質問いただきました。

さきの国の調査に回答した、本県の自治体の回答でございますが、これについては21の自治体の実施又は実施予定であるという回答をしております。

現段階で県教育委員会が把握しております、臨時交付金を活用して給食費の負担軽減策を行っている県内自治体は13市町村でございます。

山田委員

少し残っているようですがけれども、13市町村、21自治体が、ほとんどがしていると。

この調査結果を受けて、文部科学大臣が同日の記者会見で非常に重要なことを語っていると思うんですがけれども、もし把握していたら、この調査を受けての文部科学大臣の記者会見の中身を御報告いただけますか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から、この調査を受けた文部科学大臣のコメント等についての御質問がございました。

大変申し訳ございません。現在、把握できていない状況でございます。

県教育委員会としましては、本調査結果を受けた通知文に添いまして、各市町に対して臨時交付金を活用した負担軽減が実施できるということについて、引き続き丁寧に説明、周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

調査結果を受けて、永岡文部科学大臣は、自治体に対して物価高騰等を踏まえ、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したいと語ったと言われております。

そこで、今21自治体と言いましたけれども、当然、県教委はこの中に入っていないわけですね。やはり県教委としても、市町村教委と連携して無償化あるいは軽減の措置等々にいよいよ取り組む時期に来ておるんちゃうか。さっき臨交金の活用の八つの推進事業の中でも指摘しましたけれども、内閣府もまた文部科学大臣もそういうことを指摘しておるわけです。いよいよ県教委としても、この学校給食費の負担軽減策また無償化策、今県内では三つの自治体で無償化が進んでおりますけれども、これを拡充する対策なども含めて、やはり県教委が腰を上げる時期に来ておると思うんですけれども、いかがでしょうか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から、県のほうから県内の学校給食費の無償化を進めていくべきではないかという御質問がございました。

学校給食の経費につきましては、学校給食法におきまして、学校の設置者及び保護者が負担することとされております。各市町村立学校の給食費無償化をはじめとする保護者負担の軽減対策につきましては、各学校の設置者であります市町村において検討されることがふさわしいと考えているところでございまして、県立学校におきましては物価高騰の影響を受けていない食材の使用などにより、現時点では予算の範囲内で給食が実施されているところでございます。

一方で、10月以降も燃料、資源価格の高騰であったり円安の影響で、食品を含めまして様々な物の値段が上がると言われておりますことから、引き続き状況を注視し、必要な場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

山田委員

今、注視するという答弁ですけれども、県教委としてもいよいよ腰を上げるべきだ。さっき臨交金の活用について、いろいろ議論してきました。国のほうもそういうことを推奨している、市町村でも始まっている、県教委はどうするんやという問題も含まれます。

だから、ここは一步進めて真剣に検討するということが必要だと思うんですけれども、その点が1点と、学校給食費の無償化を仮に全額、県でやった場合、総額としてどれぐらいになるのかという点についても御報告ください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、県のほうで取組を推進していくべきではないかという御質問を頂いております。

先ほどの答弁と重なるところがございますが、引き続き、各市町における保護者負担の軽減につきまして、臨時交付金の活用について周知を図ってまいるとともに、先ほど申し上げたように各自治体において様々な方策を御検討されているということでございますので、そうした事例の展開、情報共有等についても進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、県内の給食費の状況でございます。県内で給食を実施している学校が254校ございまして、その単価につきましては、市町村であったり学校によって違いはございます。本年5月1日時点の児童生徒数を基に年間の給食実施日数を190日として計算いたしますと、これは既に無償化をしているところや負担軽減をしている市町につきましても全額保護者が負担していることを想定した金額でございますが、概算で28億3,000万円となると考えております。

山田委員

非常に重要な数字なんです。28億3,000万円は非常に大きい額です。しかし、市町村とも協議しながらやっていったら、やはり保護者負担軽減は可能なんです。今そういう流れが時代の流れになっています。保護者の要望にもなっていますということから見たら、この学校給食の問題についてはしっかりと検討して行ってほしい。学校給食法の趣旨は、保護者負担軽減は可能だというのが執務ハンドブックでも述べられています。だから、その点も踏まえて、しっかり県としての重い腰を上げていただきたいと強く要望しておきます。また、12月議会でもこれについては聞いていきたいと思えます。

次に、校則の問題についても聞きたいと思えます。昨年度もこの委員会等で校則問題は議論されてきましたけれども、今も全国的にブラック校則等々の状況が非常に問題になって活発な議論も行われておるんです。本県の県立学校の校則について、市町村立も含めて、どういうふうな状況になっているのか、まず総論についてお伺いします。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま山田委員から、校則についての本県の状況等について御質問を受けました。

文部科学省の生徒指導提要によりますと、学校を取り巻く社会環境、児童生徒の状況は変化するため、校則の内容については児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならぬと示されております。

校則の見直しにつきましては、これまでも県立学校の管理職や生徒指導担当者の会議等におきまして、それぞれの校則の意味を児童生徒、保護者、教職員が共通理解できるようにすること、また、校則の内容が時代の進展等を踏まえたものになっているか、絶えず見直しを行うことが必要であること等について指導、助言してまいってきております。

また、昨年6月には文部科学省より通知された校則の見直し等に関する取組事例について各学校へ発出しまして、児童生徒間での議論、学校運営協議会での意見聴取など、校則の見直しに絶えず積極的に取り組む必要性について周知を行っているところでございます。

山田委員

私が聞いたのは、県立学校等を含めて、ブラック校則的なものは県内にはないということだと思いますかということも含めて、その実情をお答えください。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいまブラック校則等を含め、県内の状況についての御質問がありました。

令和3年6月に県立中学校、県立高校35校に対しまして、校則の見直しを行ったかにつきまして調査を行いましたところ、35校中33校がその時点で見直しを行った又は見直しを行う予定であると回答しております。その後、見直しを行う予定であるという学校につきまして、もう見直しを行ったという回答を頂いております。35校中の33校が昨年度の時点で見直し又は予定ということだったんですが、残りの2校につきましても今年度の初めに確認しまして、見直しを行ったということを確認しております。

ブラック校則とマスコミ等と言われておりますが、児童生徒の基本的な人権を侵害するような校則のことをいわゆるブラック校則と認識しておりますが、本県の県立学校におきましてはそういう人権を侵害するような校則はないと認識しております。

山田委員

ブラック校則的なものはなかったという報告ですけれど、実は高校生等々から校則について意見をたくさんお持ちだと、今、全国でも徳島でもそういう声が上がっています。

そこで、今もちょっと出たんですけれど、今度、国の生徒指導に関する基本文書の生徒指導提要の中に子どもの権利条約を書き込んだものがいよいよ12年ぶりに改訂されるという状況になりました。この新しい提要で校則はどのように言及されているか、校則は各学校が決めるもので基本的に県教委で決めるものではありませんというのは当然のルールなんですが、しかし、この新しい提要は非常に参考になると思うし、子どもの権利条約を初めて明記するという点でも画期的な提要だと思うんですけれど、その受け止めと県の認識について、お答えください。

蔭山いじめ問題等対策室長

今、山田委員より、今度出されます生徒指導提要の中に子供の人権、子どもの権利条約に関する文言が入っていることについての認識という御質問でございました。

生徒指導提要と申しますのは、生徒指導に関する教職員の手引書となるものでございまして、おっしゃるように12年ぶりに改訂が行われます。その中におきまして、児童の権利に関する条約に関して、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが必要ということで、子どもの権利条約の四つの原則が明記されてございます。具体的には差別の禁止、児童の最善の利益、生命、生存、発達に関する権利、意見を表明する権利でございます。学校におきましても子供の権利を尊重しまして、生徒指導を含め学校全体で子供の権利の理解、重視に努めていかなければならないと考えております。そのために教職員が、児童の権利に関する条約の理解を今後深めていかなければならないと考えております。

山田委員

今そういう説明を頂きました。本当に画期的な提要だと思います。先ほど来議論されている問題とも大きい意味で関わってくると思うんですけども、子どもの権利条約が生きる、生徒も教職員も過ごしやすい学校を目指すために、県教委は今後どういうふうに今回の提要の取組を進めていくのか、具体的なことが決まっておりましたら、スケジュールも含めて御報告ください。

蔭山いじめ問題等対策室長

この生徒指導提要につきましては、当初、夏休み7月、8月に出される予定でございましたが、現在まだ出ていないところでございます。出ましたら、職員の研修等々によりまして、まずは全職員がそれを読んで周知しまして理解を深めることが大切だと思っております。今般、生徒指導の充実という意味で、教員による不適切な指導等々がないように、そういうことを理解するように周知を図っていきたいと考えております。

山田委員

この問題については今後、聞いていきたいと思っております。

最後に、教員不足の問題についても聞いておきたいと思っております。

6月にも聞いたんですが、改めて今年度の新採の人数は昨年度と比較して増えたのか減ったのか、定欠や非常勤講師は前年度より増えたのか減ったのか、また、全体の状況等々も含めて御報告いただけますか。

真相教職員課長

山田委員より、新採の状況であるとか定欠の状況といった質問を頂きました。

まず新採の状況でございますが、本年度は184名程度の採用予定でございます。昨年度は205名程度の採用予定数でございましたので、21名ほど減じた予定でございます。

また、定数内欠員の講師の状況ですが、昨年度は5月1日現在の集計で559名でございました。それが本年度は615名で、56名増えている状況でございます。

また、非常勤等につきましても、昨年度306名だったものが405名と、非正規が若干増えているような状況でございます。

山田委員

今話を聞いたら正規採用の方、新採は減って臨時教員が増えたという状況です。正規採用を減らして臨時教員を増やすことは、現場に相当重い負担をもたらしている。徳島県は中学校まで35人以下学級に取り組んでいます。だから、学級数で見たら全国47都道府県と20の政令指定都市を合わせて67の中で、実は学級数の増加数は非常に高いんです。しかし、教員の配置率は非常に低い。全国ワースト4です。学級数は増えているのに、教員の配置が非常に遅れている。その結果、70歳近いOBが今、2年生の担任しているという話をしたら、まだ決まっておるところはいい、決まっていないところがたくさんあるという状況になっていると。教員不足は本県でもほんまに深刻な状況になっていると思うんですけども、新採を減らして臨時等々を増やしている現状について、県教委はどういうふう

に認識しているんですか。

真相教職員課長

今、山田委員より、新採が減って臨時が増えている現状をどう考えるのかという御質問を頂きました。

委員御承知のとおり、令和5年度より定年延長が始まりまして、令和5年度末、7年度末、9年度末、11年度末、13年度末に定年退職者がいない状況があります。そういった中で、計画的、中長期的な採用が必要になりますので、そういったことを踏まえながら、当然、令和5年度、7年度といった年に新規採用をしないわけではないんですが、本県として中長期的な展望を持って採用をしていきたいと考えておりまして、それが今ちょうどそういった状況の時期になっております。

あと1点、先ほど懲戒処分数を委員に質問されまして、事案が2件でございました。ただ、管理監督等もありますので、その部分も含めてまた改めて数字をお知らせさせていただけたらと思います。

山田委員

そうしたら最後の質問をしたいんですけれども、県独自の35人学級で増加した学級数は全国的に見ても間違いないと思います。

しかし、それにふさわしい教員数をやはり県単独負担で、県単の教員で確保するということがほんまに切実な課題になっていると。もちろん長期的には私自身は正規採用をしっかりと増やすことが前提になるんですけれども、緊急の措置として、県単教員を増やす取組が非常に重要になっていると思うんですけれども、是非とも取り組んでいただきたい。学校現場から聞こえてくる声が本当に切実な状況になっている。この点ではどうですか。

真相教職員課長

こういった現状の中で、県単教員を増やすべきでないかというお話でございます。

豊かな教育をするためには、当然教員数が欠かせないと我々も認識しております。そのために、県単というのも一つの手段かもしれません。

ただ、我々といたしましては、定数の加配措置と定数改善を今政策提言等をしながら、一生懸命取り組んでいるところでして、思いとしましては学校現場が困らないように定数を変えたいというところがございますので、そういった部分で我々としてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

山田委員

定数改善を求めるのは当然だと思います。

しかし、今急がれるのはやはりこの県単教員です。徳島県の財政が全くないんやったら別だけれど、今、財政調整基金で950億円と、それなりのお金はあるわけです。だから、さっきの学校給食もそうですけれども、本腰を入れて財政課に対して県教委として現状等々をしっかりと提言していくと。財政課に聞いたら、各課から出ていなかったら受けられませんという話になります。出ていませんということが多いんです。いろんな皆さんが大

変な状況は分かるんですけども、基本的にそういうことで県単教員を増やして、教員不足をなんとか解消してほしいと、これは県の喫緊の課題でもあるという格好で強く要請することが求められておると思うんです。市町村教委や学校の先生方もそのことを期待しています。そういう点で、本腰を入れてそういう取組を進めていってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

真相教職員課長

今、委員より、本腰を入れて県単教員の要請をしてほしいという御意見がございました。

確かに、県単教員ということがあれば、現状が変わってくる部分も多いと思います。

ただ、財政的な部分もございまして、なかなかというところも当然あるのかなと思います。我々もそうした問題意識は持っておりますので、そういったことができるのかどうかを含めまして、時間を置かずに研究していきたいと考えております。

井下委員

私から幾つか質問します。先ほどの大塚委員の質問ともリンクするんですが、先日、特別支援学校で生徒への暴行という事案がありました。学校の先生は特別支援に異動したり、急きょ、いろいろと今までと違う職場環境で仕事をしないといけなくなるというところがございます。

そこで、どういうふうに通員のスルアップですとか、またある意味、新しい職場に行って全然違う環境で特別支援の子供たちと接するに当たっての通員のみみみたいなものがあるんじゃないかと思うんですが、この辺の受皿といいますか、どういうふうに通員していているのか教えてください。

田中特別支援教育課長

ただいま井下委員から、特別支援学校の不適切な事案を踏まえ、特別支援学校の教職員に必要なスキルをどのように向上させていくのかという質問を頂きました。

特別支援学校については、障がいのある子供たちに障がい特性に応じた指導を行うために、専門性の向上またチーム一丸となってより丁寧な指導を行う必要があると考えております。井下委員のお話にありました教職員に必要なスキルの向上として、現在取り組んでいる3点の取組について御報告いたします。

まず1点目として情報の共有ですが、特別支援学校が日常的に行っている児童生徒の指導に関する情報交換会の内容につきまして更に充実を図ること、また緊急性の高い事案については校内ケース会議に加え、外部専門家を招いた拡大ケース会議の実施など、全ての教職員が児童生徒や保護者の思い、また一人一人のニーズ、指導方法について認識し、共有を図るという取組を今強化しております。

次に2点目ですが、各特別支援学校が校内で実施している特別支援に関する専門性の向上研修会につきましては、コミュニケーションの取り方をはじめとする様々な研修に力を入れておりますが、特に具体的な事例を通して本事案を改めて見直す機会として捉え実施するように、各特別支援学校長に周知しているところでございます。

3点目としまして、特別支援学校の教職員に必要なスキルについては、本県が設置しております発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを活用した学校コンサルテーションを実施してまいりました。平成27年度から令和3年度までの7年間に実施しました、およそ120事例の児童生徒の指導効果につきまして、現在ホームページに公開し、その成果を実践研究報告会で発信してまいりました。本年度につきましても、各特別支援学校で実施している学校コンサルテーションの22の事例につきまして、本年度2月22日に開催する特別支援教育実践研究報告会において、全ての特別支援学校で情報共有し、更なる専門性の向上に努めてまいります。今後、保護者また地域の方から信頼される特別支援学校となるよう、全ての教職員が不退転の決意で具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

井下委員

その都度、その都度の対応というのは難しいところもあると思います。当然、暴行なんて許されるわけじゃないんですが、先生を守っていく必要もあるんじゃないかと僕は思います。いろいろやっていらっしゃるというのはよく分かりましたが、それだけでは難しいところも当然あるし、その場その場でノウハウといいますか経験といいますか、そういうのも必要になってくるんじゃないかなと思います。榊教育長は長年、特別支援の畑でずっとやられてこられた実績がありますんで、是非、ほかの県ではなかなかできないような特別支援の運営とか、先生のスキルアップ向上とかをお願いしたいと思うんですが、どうですか。

榊教育長

特別支援教育に関して先進的な取組の話なんですが、本県では特別支援教育に関して、いわゆるエビデンス、科学的な根拠に基づいた指導を大事にしているところです。特別支援学校や特別支援教育で期待されることというのは、専門的な知識を持った先生方、外部の人材も生かしてしっかりした教育をしてほしいと保護者の方などからは要望されています。本県では、ポジティブな行動支援をずっとやっておりまして、子供たちが問題行動などを起こす前に、しっかりした教育で問題行動を未然に防いでいく、いい行動を子供たちにしっかり教えていくということをやっています。その行動は特別支援学校の子供たちだけじゃなくて、通常の学校に通っておいでる発達障がいの子供さんにも有効であるという知見も十分出ておりますので、県を挙げて、全ての学校でいい行動をしっかり教えていくということをやってきております。これが徳島県だけでなく全国に向けて発信できるようないい取組だと思っていますので、そういうことをこれからも進めていけたらと考えています。

井下委員

特別支援の部分というのは、社会的に見ても今後どんどん求められるものが増えてくるのかなと思います。我々も一緒に頑張っていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、2年前の文教厚生委員会でも結構長々とやらせていただいたんですが、教員の働

き方改革についてお伺いたします。令和3年3月から、第2期の働き方改革プランが適用されてきたかと思えます。この中で中学校で平成29年度比25パーセントの減を目指すというのがあるんですが、この辺は今どうなっていますでしょうか。

小原教育政策課長

ただいま井下委員より、時間外在校等時間の現在の状況ということで御質問を頂戴したところでございます。

令和3年度における教員の時間外在校等時間については、小中学校につきましては前年度より減、県立学校についてはやや微増という実績でございます。全体としては減少傾向にあるという状況でございますけれども、今年度の直近の状況ということで御説明させていただきますと、令和4年4月から6月までにおける教員の時間外在校等時間は、小学校につきましては一人当たり月42時間で昨年度と同数、中学校におきましては56時間で前年度から4時間の増という状況でございます。県立学校については32時間で前年度と同数という結果になっております。

井下委員

なかなか減らしていくのは難しいんだなというのは感じておりました。コロナ禍で、学校での文化祭とか修学旅行、いろんなイベントが減ってきたというのもあって、どうなのかなと思っているんですが、やはり中学校の部活動が相変わらずネックになっているんじゃないかなと思います。2年前に、部活動を改革しないと教員の働き方、いわゆる残業時間がなかなか減らないんじゃないかというような話もさせていただいたんですが、部活動の地域移行も同時に進めていたかと思えます。県内の現状を教えてくださいませんか。

吉岡体育健康安全課長

ただいま井下委員から、部活動の地域移行の現在の状況について御質問を頂きました。

委員がおっしゃいましたとおり、学校における部活動に関しましては長時間勤務の要因であったり、それから指導経験のない先生方にとっては多大な負担であったりします。

また、現在、少子化によりまして、学校でチーム編成がなかなかできない状況の中で、スポーツ庁の地域運動部活動推進事業が令和3年度から実施されております。

本県の取組でございますが、本年度8月29日に市町村教育委員会、それから県内スポーツ関係団体、また県PTA連合会、県の中体連等からなります徳島県運動部活動の地域移行推進協議会を立ち上げたところでございます。第1回の会議では、全国の取組事例の紹介、それから本県が昨年度から行っております実践研究の報告に加えまして、各市町村の地域移行に向けた準備の状況について意見交換を実施いたしました。各市町村ともに受皿となる運営団体や指導者の確保が課題となっているという状況が意見交換の中で上がってまいりました。

最後に、徳島大学の佐藤教授のほうから、まず、市町村において持っております資源、例えば市町村の競技団体であったり、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、それから町道場、こういうものがどれだけあるのかということをしつかり把握して、中学校と保護者それから生徒、また地域住民との意見交換をしていくことが大切だという助言を頂

いておるところでございます。

井下委員

当然、部活動に関しては、地域のニーズというか、学校の特色になっている学校もございますので、逆に改革がなかなか進みづらいところもあると思うんです。スクールサポートスタッフさんとか部活動の外部指導員、学びのサポーターという制度で教員をカバーしていこうということもやっているんですが、地域に偏りが出たりしていませんか。

岩佐委員長

小休します。（11時36分）

岩佐委員長

再開します。（11時37分）

今田学校教育課長

ただいまスクールサポートスタッフ、学びサポーター、部活動指導員の地域の偏在があるのかどうかといった御趣旨の御質問でございまして、私のほうから学びサポーターについて御説明させていただきます。

学びサポーターは、児童生徒の学力向上に資する学校教育活動の一環として、授業であるとか補充授業等に退職教員などの方が必要な支援をしてくださるといった制度でございます。令和3年度で申し上げますと、県内17市町村に121名を配置したといった状況でございまして。基本的には市町村から出てきた希望に沿って配置する形で進めているところでございます。

井下委員

部活動のほうもこの辺の偏りについて、また分かり次第教えてください。

と同時に、地域移行するに当たって、コミュニティ・スクールの活用が必要になってくるかと思うんですが、コミュニティ・スクールの設置状況等を教えてください。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、学校は地域の協力を得ていく上でコミュニティ・スクールの導入が考えられるのではないかとということで御質問を頂きました。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度は、学校と保護者、地域住民とが力を合わせて学校の運営に取り組む、地域と共にある学校の実現を図っていく上で有効な仕組みであると考えております。本県における導入状況でございまして、本年度5月1日時点で、市町村立学校につきましては228校、県立学校につきましては36校となっておりまして、本年度も順調に数が増加しているという状況でございます。

コミュニティ・スクールに期待される効果やメリットといたしましては、まずは地域との組織的な連携、協働体制が継続できること、また地域でどのような子供を育てていくのかといった目標、ビジョンが共有できること、さらには、学校や地域、子供たちが抱える

課題に対して関係者が当事者意識を持つことによって更なる連携や協働による取組が期待されるといったことが挙げられます。

例えば、高等学校におきましては、コミュニティ・スクールを生かしまして、地域人材の専門性を生かした出前授業ですとか地元企業の協力を得たインターンシップの実施、それから中学校におきましては、例えば保護者や地域の協力を得て、生徒に朝食を提供する活動などにつながっている事例もあるというふうに承知してございます。

県教育委員会といたしましては、今後ともコミュニティ・スクールの意義や有用性について理解増進を図りますとともに、地域と連携した活動の好事例を収集しまして、更なる普及と充実に努めてまいりたいと考えております。

井下委員

先ほど偏りがありませんかと聞いたのは、今回、コミュニティ・スクールの設置に当たっても、設置していくという目標があったので、実際、現場では、コミュニティ・スクールが何なのかというのを余り理解されないまま地域の人に参加していたりということがございます。部活動の問題ですとか働き方の話ですとか、地域にお願いしていくような部分は学校側からしっかり理解を求めながら、相互で協力していただきたいなと思いません。今、コロナでなかなか密な会ができていないところがございまして、今後、このコミュニティ・スクールの開き方とか内容というのも、さっき言っていただいたんですが、好事例も含めてちゃんと情報共有して、どういうものかというのを詰めていってください。教員の働き方に関しても、やっぱり部活動というところではなかなか難しい部分はございます。今、県のほうでスポーツ振興計画を新しく作成していると思うんですが、部活動を離して地域のクラブとの連携となってくると、スポーツ振興計画との連携は必要不可欠だと僕は思っておりますので、他部署にはなるんですが、一度話をしていただきたいなと思っております。

また、地域移行に当たって、既存の大会に地域のクラブがなかなか参加できないという現状もございまして、大会の在り方を整理していくことが必要ではないかと思えます。この辺も今後、前向きに子供たちの環境を整えていくという上で、是非進めていってください。これは要望です。

最後に、学校におけるコロナ対応についてお伺いいたします。

先日、うちの地元PTAの役員さんから、中学校の合唱コンクールが今年開かれないということがございまして、開かれない理由を学校に聞いたら、学校は教育委員会がそう言っていると言うんですけど、教育委員会に聞いてもそんな事実はないんです。

実は8月にも、うちの子供の小学校のプールが開かれないというときにメールが届いていたんですけど、そこにプールでクラスターが発生して県教委からの指導でみたいなことが書かれてあったんです。ちゃんと確かめたらプールでのクラスターも結局なかったり、県教委からそんな指導はしていなかったりとかして、結局、地元の市教委のほうでそういう判断をしたということだったんですが、もう2年半たつ中で、今やインバウンドも復活し、G o T oも始めようかと言っているときに、修学旅行にしてもいまだに元の行っていた場所じゃなくて近場でというようなことが話されているんです。毎回同じ話になるんですけど、感染症対策は当然大事なんですけど、その上で実施しようやっばり誰かが

言っていないと。今いろいろと見ていたんですけれど、全部、検討してくださいとか気を付けてくださいみたいな書き方なんで、これをそのまま現場に持っていくと、結局さっき言った学びの機会をなくすような判断にどんどんなっていくんじゃないかと思うんです。もう様々なエビデンスが出ていますんで、県教委のほうからある程度、一定のラインというか、しっかり示してもらい必要があるんじゃないかと思うんですけれど、その辺どうですか。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、コロナ禍における学校の教育活動、学校行事等について、感染症対策を講じた上で基本的に実施するように示すべきという趣旨で御質問を頂きました。

コロナが発生し、拡大してから2年半がたつ中で、学校におきましては学校の教育活動の継続とコロナ感染症への対策を両立させていく形で、様々な工夫に取り組んでいただいているところでございます。修学旅行、体育祭、文化祭等の学校行事であったり教育活動は、児童生徒にとっては集団で協力しながら活動し、様々な体験を通して連帯感を深める、探究心を育むといったことで、かけがえのない教育活動であると認識しております。

県教育委員会におきましては、国が示しております最新の基本的対処方針ですとか衛生管理マニュアルを踏まえまして、県下の感染状況に応じた感染症対策を、各県立学校や市町村教育委員会にお願いしているところでございます。その上で、県教育委員会が通知しております文書の中で、運動会や修学旅行等の学校行事は子供たちの学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残るなどの有意義な教育活動であるということは示させていただいております。各学校においてはこうした学校行事の意義や必要性を踏まえて感染症対策を講じていただくようお願い申し上げているところでございます。県教育委員会として、こうした感染症対策の工夫や徹底をお願いいたしますということが、基本的に中止ありきといった誤解を与えることのないように十分留意してまいりたいと考えておりますし、また、各学校におきまして、学校行事の教育的意義や児童生徒の心情なども踏まえて、参加者全員が安心して参加できる学校行事が実施できますように、しっかりと指導、助言、アドバイスに取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

多分、現場に今の話をしても、最終的に何が正義なのかよく分からないところがあるので難しいのかなと思います。令和4年4月の持続的な学校運営のためのガイドラインを見ているんですけれど、ここにも修学旅行とか体育祭とか、そんなことは一切書かれていないんです。こっちが令和2年6月、約2年前なんですけれど、比べてみたら文科省が言っていることは2年前から一切変わっていないんで、結果、全ての原因はここにあるんじゃないかというのがあります。やっぱりそうなってくると、現場で本当に子供たちを守っていくとかやっていくために、できたら県でしっかりまとめてもらって、先進的な取組を是非やってください。じゃないと、いつまで待っても国のほうでは変わらないんじゃないかと僕は思っておりますんで、お願いします。

それと同時に、子供のマスク着用についても意見といいますか、厚労省と文科省が出しているやつに、マスク着用の必要がないというところで、当然、プール、体育館等を含め

た体育の授業，部活動，登下校とあるんですけれど，これ，実際浸透していません。子供たちはやっぱりマスクをしています。するなどは言いません。しないといけない人は当然したらいいと思うんですが，やっぱり過度なマスク着用になってきております。今年6月2日の東京新聞朝刊に載っているんですけれど，学校での一律マスクのコロナ感染予防効果は23パーセントしかないと，子供に遊びと学びの機会をちゃんと取り戻すべきじゃないかということ専門家が言っているんですけれど，この専門家は誰かといったら尾見会長なんです。今まで分科会ではずっと過度な感染対策をやってきたような気もするんですが，子供たちに対してはやっぱりどんどん緩和していくべきじゃないかという意見をしっかり出されているので，この辺も踏まえてマスクの着用に関してもやってもらわないといけないと思います。

昨日，歯科医師さんとの勉強会を開いたんですけれど，そこでもマスクをして口呼吸になるというのは百害あって一利なしという，これはコロナ以前からの常識です。この辺もしっかり踏まえて，どうやれば子供を守れるのかというところを，感染対策をしたら子供が守れるかと思っているかもしれませんが，そうじゃなくて，感染対策によるリスクというのが確実に出てきているので，現場の先生は判断がすごく難しいかもしれないですし，責任問題みたいなことになるかもしれないけれども，これは余りにせずつというか，県教育委員会として気にせんとやってくれというぐらいの強気で子供たちの環境を元に戻していったらいいなと思います。何度も言いますが，必要なことは当然やっていただいて結構ですし，マスク着用率世界1位の国が先日，感染症世界1位になりました。僕からしたら，ほんまにいけるのかというところがございます。そういうことも踏まえて，しっかり対応を要望してお願いします。また今後，見ていきます。

吉田委員

要望も合わせて，大きく3点，質問させていただきます。先ほど，山田委員から新しい生徒指導提要というお話がありまして，初めて子どもの権利条約に関する記述が入るということで，遅かったとも言えるんですけれど，画期的でよかったかなと思っています。その中の御答弁で，3番目の生命，生存，発達に関する権利というのが書かれているということで，これに関係すると思うんですけれども，1点目，学校における性教育の現状についてお聞きします。

先日，安倍元総理の国葬儀が行われたところですが，安倍さんを襲撃した容疑者の供述が元となって，旧統一教会の思想がここ数十年にわたって政権中枢に入り込んできたことが段々と分かってきました。政治家個人が関係を持ったかどうかということが取り沙汰されていますが，それよりも私は，政治とか行政にどういう影響があったかということ掘り下げていくことが大事だと思いますし，安倍元総理の死を無駄にしないためにも，この旧統一教会のうみを出していくことが必要だと思います。

家庭を大事にするという思想の入り口のところは賛同するんですけれども，旧統一教会の言う家庭を大事にするというのは，人が個人個人として尊重されることよりも旧家父長制に基づく男女の固定的役割分担を是とする家庭であり，2000年代にジェンダーフリーという言葉を使うことが行政上，禁止になったりしています。性教育への不当なバッシングもあって，その頃，私はちょうど1期目の県議会議員をしていて，すごいじくじたる思い

をした思い出があるんです。御存じない方のために簡単にその当時の性教育バッシングを御説明しますと、19年前、東京都立七生養護学校で行われていた性教育に対してのバッシングがあって、校長先生は降格、多くの教員の方が嚴重注意の処分を受けて、全国の学校現場が性教育に対して萎縮したと思います。なぜそういうことになったかということ、その学校の男女が性交渉を持ってしまったことを受けて、保護者と教員の方が何回も協議を重ねてプログラムを作成して実施していたんですけれども、東京都議の方がその場を視察して過激だということで問題になりました。それが国政にも波及しまして、安倍元総理がその当時、幹事長で、山谷えり子さんが事務局長をされた過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチームというのができて、その中でジェンダーフリーという定義の曖昧な言葉を行政で使うべきではないということで、ジェンダーフリーという言葉が消えてしまった時期がありました。これは裁判になっていまして、養護学校側が校長先生の処分とかの取消しを求めて最高裁まで行ったんですけれども、いずれも学校側が2010年代に勝訴しました。その頃、萎縮していた性教育が現在どうなっているのかなど、事件もあったことですし、気になっていますので、徳島県教育委員会の性教育への御見解と、現在の県内の取組が分かりましたら教えてください。

久保人権教育課長

ただいま、ジェンダーの取組についてということで御質問があったと思いますので、お答えさせていただこうと思いますが、まず、徳島県人権教育推進方針に基づき、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女平等意識の育成を図るための教育を推進し、学校の教育の中で取組を進めております。少し具体的に申し上げますと、小学校では人権教育資料を使い、昔からの不合理なしきたりや習慣について気付かせ、ほかにもおかしい問題がないかを考え、おかしいことはおかしいと言える力を付けていく学習、中学校においては、『このちがい「いい」「だめ」』という資料を使って、姉には食事の用意を頼むが兄には頼まないや、更衣室が男女に分かれている等、そういうカードを使いまして、あっていい違いかあってはいけない違いなのか、みんなで話し合い、まとめていく学習などを県のほうでは取り組んでいるところでございます。

性の学習におきましては、保健体育等について現在、第1次性徴、第2次性徴等の学習を進めていると認識しておりますし、また理科等の授業の中にも、生命の誕生という小学校の単元の中で学習を進めているところでございます。

吉田委員

徳島県の現状を教えてくださいました。今、情報がインターネットなどに本当にあふれているんですけれども、子供たちが本当に必要な知識を得る場所があるのかといたら、やっぱり学校教育に期待せざるを得ない状況です。性教育となると家庭では親御さんが教えるにくいということもあって、家庭の皆さんの学校で教えていただけたらという声は私もお聞きしています。性犯罪や性暴力の当事者とか被害者、加害者にならないということ、文科省の本の中でも書いてありました。

先ほど、当時の養護学校、今の特別支援学校の例を言いましたけれども、性教育について取り組んでいらっしゃる先生は県内外にいろいろいらっしゃるみたいで、バッシングの

中で辛い思いもしながらずっと何十年も取り組んでいらっしゃる県外の先生も、養護学校の女子生徒がレイプの被害に遭ったのがきっかけだったそうです。自閉症の生徒さんだったみたいで、警察の取調べに同行したときに、その生徒さんが自分に何が起こったかというのを全く答えることができなくて、尿道と性器、こう門の違い、プライベートパーツの意味、人権を踏みにじる行為を受けたということを全く理解していなかったことを受けて、これではいけないということで、その先生は長年続けられているみたいです。

徳島県方針に基づいてジェンダー教育をされているということと、性教育は保健体育の場であるということでした。県内で取り組まれている全国的な一般社団法人の研究サークルの先生方に何人かお会いしたんですけれども、学校の現状は知識としての性を保健体育で教えてくれるけれども、学校指導要領に理科で受精に至る過程は取り扱わない、中1の保健体育では妊娠の経過は取り扱わないという歯止め規定と呼ばれるものがあるそうなんです。ここを避けては本当の性教育にはならないし、性教育を正しく行ったほうが何も行わないよりも性に関して慎重になるという研究結果も出ているので、生涯を通して人が幸せになるための性教育にもっと光が当たってもいいのではないかと思います。先ほど申しましたけれども、今、徳島の特別支援学校での性教育の取組が分かりましたら、教えてください。

田中特別支援教育課長

ただいま吉田委員から、現在の特別支援学校での性教育の取組の状況について御質問いただきました。

県内の特別支援学校は9校2分校ありますが、どちらの学校でも性教育に関する取組は実施しております。

3点御報告しますが、まず1点目として、例えば人と人との距離、それから先ほど委員のお話にもありましたとおり、言葉に関する男女それぞれに対する呼び方、そして接し方などのソーシャルスキルトレーニングを兼ねた取組もしております。

それから2点目ですが、特別支援学校はやはり一人一人の障がい特性に応じた指導が必要ということで、小学部、中学部、高等部がございますが、各校の養護教諭の先生方を中心に、それぞれ障がい特性に応じて、一人一人が分かる、理解できる方法で、ロールプレイ、実演等を行いながら性教育に取り組んでいる状況でございます。

そして、3点目でございますが、先ほど委員からもお話がありましたように、事故に巻き込まれる可能性もありますので、そういった場合につきましては、特に保護者と関係機関との連携が非常に重要になってまいります。そういうことに巻き込まれないように、もし巻き込まれた場合につきましては、こういったことについて注意するということが併せて指導するということが、各特別支援学校で実施していると聞いております。

吉田委員

ありがとうございます。しっかり9校で取り組んでいただけるということで、よかったと思うんですけれども、しっかりとした性教育があることによって望まない妊娠とか出産というのが少しでも抑制されて、それはそのまま貧困につながっていくので、今の社会の負の部分の是正するためにも性教育が非常に大事なかなと思います。

特別支援学校以外の一般の学校での取組なんですけれども、私の友人がデートDVの講師となって、あちこちの小学校とか中学校に出掛けていっているのを聞いておまして、非常にいい取組かなと思っているんですけれども、こういうDVとかジェンダーとか、それとLGBTQの教育については特別支援学校以外の普通の学校ではどのように取り組まれているんでしょうか。

久保人権教育課長

ただいま性犯罪、性暴力についての御質問と、もう一つは性的マイノリティについての学校の取組ということで御質問がありました。

国では、性犯罪、性暴力対策強化の方針や、子供や若者を性暴力の当事者にしないために、命の安全教育という教材を周知し、子供たちが性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないという教育を、発達段階に応じて命の大切さ、自分と同じように他の人の人権を尊重する学習を推進しているところです。今年度につきましては、モデル指定校として、小学校1校、中学校1校がこの事業について取り組んでおります。今年度末には報告書も上がってきますので、それを各校に広めて、来年度からは全ての学校で取り組むという形になっておりますので、引き続き研究それから周知等も進めていきたいと思っております。

もう1点、性的マイノリティ、性の多様性を理解するための学習についてなんですけれども、県教育委員会では平成29年度末に、性の多様性を理解するためにという教職員ハンドブックを作成、配布し、性的指向や性自認に悩みや不安を抱える児童生徒に対する理解を促進しているところです。

また、性的マイノリティ学校教育支援スタッフ派遣事業では、専門的知見を有するスタッフを学校等へ派遣し、教職員における性の多様性についての研修や相談等を実施しています。

吉田委員

性の多様性に関しても、DVに関しても、それぞれ取組が行われているようですけれども、今、性の多様性の話でハンドブックを使って専門スタッフを派遣してという話がありました。実績として専門スタッフを派遣している回数とかがありましたらお願いします。

久保人権教育課長

性的マイノリティ学校支援スタッフ派遣事業の実績でございますが、50回程度は派遣しております。

吉田委員

性の多様性等の専門スタッフ派遣50回程度ということなんですけれども、これは年間でよかったですか。

久保人権教育課長

昨年度、令和3年度の講師派遣については、41回の派遣実績がございます。

吉田委員

LGBTQと一口に言いましたけれども、いろんな統計がありまして、人口の六、七パーセント、左利きの人の数ぐらいいるんじゃないかというようなこともお聞きしたことがあるので、今までの教育の中においては全然クローズアップされず、一人悩んで自死に至ったケースも、聞いた話では何件もあるような感じです。性教育の中で性の多様性ということで正しい知識を学んでいただくことが、一人一人が生きやすい世の中になることにつながっていくと思います。

また、LGBTQ以外の性的指向を持った人の中でも、性教育をされている先生に聞いたところ、みんな個性はいろいろあるんですけども体のことで悩んでいて、女性であれば胸の大きさに悩んでいたり、男性では性器の大きさに、大人の私たちから見るとそんなことでと思うんですけども、本当に大きな悩みになっている子供もいるそうです。今は、性交とかそういうのを教えるだけじゃなくて、人生を通じての健康な性とか生き方を教えるというセクシャリティ教育が世界の潮流になっているみたいです。極端な例ですけども、私なんかは修学旅行の前に女子だけ集められて月経というものがあってというのを教えられただけしか性教育を受けていないし、私の子供の世代もちょうどバッシングのときだったんで、私の娘や息子も私と同じぐらいの性教育しかを受けていません。先ほどの月経の話で、すごいおなかも痛いし出血も多いし辛いのが普通だと思っていたけれども、性教育の中でみんなと話をすることで異常だということで、婦人科に行って月経困難症が分かった話とかもあります。信頼のある先生から話を聞くだけで安心したり、多様な性というのを知るだけで、本当に健康の面でも大事なことだと思います。

人権教育の14の柱で、県ではその中の14番目のその他の中に性教育とかLGBTQ、性の多様性の教育が入っているとお聞きしましたけれども、もっと光を当てて、生きやすい社会になるように頑張っていたらと思います。

最後に、県内で取り組んでいらっしゃる先生方の御意見をお聞きしたら、今は違うかもしれないんですが、生徒のために必要と思ってやっていたんですけども、やってはいけないのではないかとというような圧力を感じていたとか、命の教育でありみんなの自分事であるので、最初は恥ずかしそうにしているんですけども、知識としてでなく自分のこととして食い入るような感じで授業を受けてくれて、すごくやりがいを感じたということです。

昨晚、自衛隊の女性隊員がセクハラを受けて、それを防衛省が認定して謝ったというニュースがありました。また、大学生のレイプ事件とかも何年かに1回大きく報道されたりしていますけれども、健全な性教育が行われることでそういう事件も減ってくるのではないかと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、日本のジェンダーフリー指数は、2022年度は去年より上がったんですけども、146か国中116位ということです。ジェンダーギャップ指数は2005年から統計が始まっていて、その当時、日本はやっぱり低かったんですけど世界で80位くらいで、アジアの国々と大体同じぐらいでした。性教育バッシングとかジェンダーフリーバッシングを受けて、ほかの国々はどんどんこの指数が上がっていったのに、日本だけがずっと変わらないというような影響があります。萎縮というのが今後、本当に解放されて、生徒の皆さんの

性の悩みなんかを払拭していただいて、生きやすくするような教育であってほしいと思います。

あと2点、一つは井下委員が質問されたんですけれども、運動部活動の地域移行について教員の働き方改革としてすごく重要だと思うので、進展は先ほどお聞きいたしました。

これについて、教職員組合の皆さんが教員の皆さんにアンケートを採られているのを頂いたんです。これは徳島市、阿南市、鳴門市と板野郡の先生方に夏休みにアンケートを採っていて、337人から回答を頂いています。その中の216名が意見を書く自由欄のところにびっしりと書かれていて、それをざっと読ませていただきました。それによりますと、部活動の地域移行歓迎の声がほとんどを占めています。部活動が教員にとって大きな負担となっていることが本当に浮き彫りになっていて、先ほどもありましたけれども、専門外の顧問を命ぜられた場合の精神的負担は相当なようで、保護者同士のトラブルの解決までしないといけないということで、本当に歓迎しますという声にあふれています。逆に心配の声もありまして、本当に予算が付くのかということと、生徒の負担が増えるのはかわいそうだということ、指導者が足りるのかということ、土日だけ地域で平日は学校のまなので、その辺の指導のギャップはどうなるのかということと責任は誰が取るのかということに、主に分類されています。このあたりについては、先日の8月の会議の中ではどういう御意見がありましたか。ありましたらお願いします。

吉岡体育健康安全課長

ただいま吉田委員から、部活動の地域移行の様々な課題について御質問を頂きました。

8月29日の推進協議会の中でも、指導者の不足についてどういうふうに確保していくのかと、地域の人材があればいいんですけれども、そうじゃない場合には学校の教員の中で希望する先生の活用というのも方法としてはあるかもしれないと。ただ、同様に教員の働き方改革の中で解決していくべき問題としても捉えておりますので、望まない先生が休日に部活動をしなければならないという状態にはならないようにしなければいけない。これは大きな課題でございます。このあたりにつきましては、先ほど徳島大学の佐藤教授からの助言のお話もしましたが、先生方からのアンケート等もしっかり実施する中で、先生方一人一人の御意見が十分反映される形での指導者確保が大事だと思いますので、そのあたりについても今後、市町村教育委員会であるとか各市町村とも協力しながら、部活動の地域移行が順調にしっかりと中学生にとって良いものになるように、それから中学校の先生方にとっても良いものになるように進めていきたいと考えております。

吉田委員

よろしくお願ひしたいと思います。あと、予算のことなんですけれども、この土日の地域スポーツというのはスポーツ庁から予算が来ることになっているんでしょうか。決まっていることがあったらお願いします。

吉岡体育健康安全課長

ただいま、地域移行の予算について御質問いただきました。

スポーツ庁のほうからは、指導者確保についてであったり、コーディネーターの配置に

ついてであったり、幾つかについて予算が付くという情報を得ておりますので、必要な予算をしっかりと確保して進めていきたいと考えております。

吉田委員

あと、そのアンケートの中で、本当に3年間でできるんだろうかというのと、今どうなっているのか、情報が少ないんでできるだけ情報が欲しいということもありました。そのあたりについて、どのように学校に情報を伝えたりされるのかをお願いします。

吉岡体育健康安全課長

ただいま吉田委員から、様々な情報をどういうふうにご各学校の先生方にお伝えするのかという御質問を頂いたと思います。

今回の第1回目の推進協議会ですけれども、今後2回目、3回目と進めていく予定にしておりますので、その中で各市町村教育委員会から所管している中学校の先生方それから中学校の保護者、生徒たちに正確な情報の周知についてお願いしていきたいと考えております。

吉田委員

先生の御理解はもちろんなんですけれども、保護者の方の御意見を私も余り集めていなくて、すごく心配されていると思いますので、保護者への情報発信も併せてよろしく願います。

3点目なんですけれども、山田委員の校則の質問があったので、補足で質問させていただきます。

私も一昨年、文教厚生委員会で校則のことを取り上げさせていただき、先ほどの御答弁で見直しが進んでいるということによかったなと思います。また、県内にはブラック校則はないというふうに言われたので安心しました。当時、校則をホームページで公表している学校が少しあったんです。公表することによって、胸を張って子供の権利もちゃんとやっている校則ということが誰からも見えるので、公表するのが大事なんじゃないかなと思って、それを呼び掛けていただくように要望したと思うんです。県立学校の校則のホームページ公表について、もし分かっていたらお答えください。調査していないのであれば、それで結構です。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま委員より、校則のホームページへの掲載等についての御質問を頂きました。

県教育委員会といたしまして、現在、県立学校のほうでホームページ等に掲載しているかどうかの調査はしておりません。ただ、先ほど出ました、新しく改訂されます生徒指導提要におきましても、委員御指摘のように校則をホームページに掲載することによって、校則の意義を児童生徒自身が理解し、そして守っていこう、大切にしていこうということにつながるという考えから、そういう方法で周知していくことは必要だと考えております。

今後、各学校等にそういうことについても働き掛けていきたいと思っております。

臼杵副教育長

1点、私のほうから補足と申しますか、御説明させていただければと思います。

先ほどの山田委員の質疑の中で、教員の定数の質疑がございました。その中で、県単定数についても議論があったところがございます。教職員課長からは、今後研究してみたいという発言もあったところでありますが、県教委といたしましては、これまでも定数改善ということで加配定数の増加という点などで国への提言を行いまして、一定の改善を図ってきたところがございます。今後におきましても、引き続きまして、まずはこうした定数改善を図ることによりまして、優秀な教員の確保にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

岩佐委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第8号、議案第9号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、11月8日に県中央部において学校教育の推進や地域医療の調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）
それでは、さよう決定いたします。
これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（12時22分）